

第19条【思想及び良心の自由】

三菱樹脂事件

【事件】採用試験の書類および入社面接の際に、学生運動に参加したことがあるにもかかわらず虚偽の回答をしたことを理由として、試用期間中の労働者が本採用を拒否された。これに対し、憲法19条に規定される「思想および良心の自由」を侵害するものとして、雇用契約上の地位を確認する訴えをおこした。

【判決】第一審、第二審では原告の訴えが認められたが、最高裁は、憲法は私人間の関係を直接規律するものではないとして原審に差し戻した。その後、差し戻し審である東京高裁において和解という決着をみた。この判例は、法の下での平等を定めた憲法14条とも関連する。

関西電力事件

【事件】従業員の政治思想のみを理由として、会社内における差別や権利侵害（監視・尾行）などの不法行為を行った事件。損害賠償および謝罪文の掲示等を求めた。

【判決】最高裁は1995年、会社側の上告を棄却して、同社の名誉毀損・プライバシーの侵害を認めて違法であるとした。その従業員らが、企業秩序を破壊し混乱させる

などのおそれがあるとは認められないにもかかわらず、政治思想（共産党員・その同調者）のみを理由とし、会社の方針として、その職制を通じて職場の内外で監視、尾行し、職場における自由な人間関係を形成する自由を不当に侵害した。また、従業員のロッカーを無断で開けて私物を撮影したことはプライバシーを侵害するものであり不法行為にあたるとした。事件は1960年代からおきており、この判決まで25年あまりが費やされた。1999年には大阪地裁において、全面和解した。

「君が代」不起立訴訟

【訴訟】卒業式や入学式の際、国旗・国歌を強制する東京都教育委員会の通達に沿った職務命令に従わなかったとして公立学校の教職員らが停職や減給などの処分を受けた。これに対し、起立斉唱の命令は思想・良心の自由を定めた憲法19条に反するとしておこした訴訟。

【判決】下級審では違憲・合憲など判断が分かれたが、最高裁は2011年、一連の事件について三つの小法廷でいずれも合憲とする判決を下した。また、教員らが受けた処分については、最高裁は2012年、停職処分の1人と減給処分の1人について、それを取り消す判断を示した。